

参考資料

資料1 あきしまの社会教育委員ガイド

あきしまの社会教育委員ガイド

【はじめに】

これから昭島市の社会教育委員としてご活躍いただいく皆様に、まず知っていただきたいことを昭島市社会教育委員会議でまとめ、このガイドブックを作成しました。

そもそも「社会教育」あるいは「生涯学習」という言葉も、わかるようでわかりにくいところがあります。おおまかに「社会教育」は人が社会と関わりを持つ力を身につけていくためのシステムや手段の構築であり、「生涯学習」は個人の側から、個人の学びを通した力量形成が生涯にわたり、個人の学びがつながりあい、やがて地域のさまざまな活動の中でその力を活かしていくことをめざすものであると考えています。

このガイドブックが、社会教育委員としての活動の一助になれば幸いです。

■社会教育委員とはどういうもの？

社会教育委員は、「社会教育法」に規定され、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うなどによって、社会教育に関して教育委員会に助言をする役割を果たしています。社会教育委員は、学校教育関係者や社会教育関係者、学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う方々に委嘱され、地域において社会教育に優れた知見を有する人々の知識を社会教育行政に反映させていくことが期待されています。（文部科学省ホームページより）

つまり、社会教育委員は幅広い視野で地域を見つめ、「社会教育」「生涯学習」という二つの観点から、時代にあったシステムや方法を教育委員会に提案するなどしています。

■「社会教育法」って？

昭和24年（1949年）に制定された法律です。

昭和二十四年六月十日号外法律第二百七号

〔文部・郵政大臣署名〕

第四章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

～（中略）～

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

■昭島市の社会教育委員はいつから設置されているの？

昭島市社会教育委員設置条例（昭和35年（1960年）4月1日施行）に基づき、設置されました。令和2年10月で第31期を迎えるので、設置されてから60年が経ちました。
「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に関する文部科学省関係法令の改正」（第3次一括法）に伴い、平成26年4月1日から昭島市社会教育委員設置条例の一部が改正されました。

昭和35年4月1日

条例第1号

昭島市社会教育委員設置条例

（設置）

第1条　社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき昭島市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（定数）

第2条　委員の定数は10人以内とする。

（委員）

第3条　委員は、次に掲げる者のうちから昭島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1）学校教育の関係者 2人以内
- （2）社会教育の関係者 3人以内
- （3）家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人以内
- （4）学識経験のある者 2人以内
- （5）公募による市民 2人以内

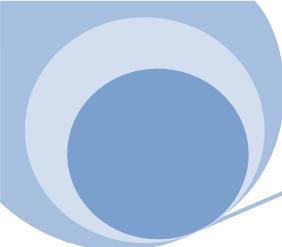
（任期）

第4条　委員の任期は、2年とする。

- 2 特別の事由があると認めると、教育委員会は委員を解嘱することができる。
- 3 委員が欠けたとき、教育委員会は、これを補充することができる。
- 4 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、非常勤とする。

（委任）

第5条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。



■昭島市の社会教育委員はどのような人たちで構成されているの？

左記の昭島市社会教育委員設置条例に基づき、教育委員会から委嘱されています。公募による市民委員は、平成26年3月の条例改正に伴い、平成26年度10月からスタートする第28期から、委嘱されることになりました。今回で4期目を迎えることになります。

■昭島市の社会教育委員会議はどのように組織されているの？

こちらは、昭島市社会教育委員会議規則で定められています。

昭和35年9月12日教育委員会規則第2号

改正

昭和45年4月11日教委規則第2号

昭和57年4月8日教委規則第6号

平成12年11月17日教委規則第10号

昭島市社会教育委員会議規則

第1条 昭島市社会教育委員設置条例（昭和35年昭島市条例第1号）に基き、昭島市社会教育委員会議（以下「委員会議」という。）については、この規則の定めるところによる。

第2条 委員会議に、委員の互選による議長1名、副議長1名をおく。

2 議長及び副議長の任期は1年とする。但し再選を妨げない。

3 議長は、委員会議を主宰する。

4 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたとき、その職務を代理する。

第3条 委員会議は、議長が招集する。

2 委員会議は、定例会及び臨時会とする。

3 定例会は原則として月1回招集し、臨時会は必要ある場合これを招集する。

第4条 委員会議の決定は、委員の半数以上が出席し、その過半数でこれを定め、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第5条 教育委員及び事務局関係職員は、委員会議に出席し、意見を述べることができる。

第6条 委員会議の庶務は、教育委員会事務局社会教育委員担当課において処理する。

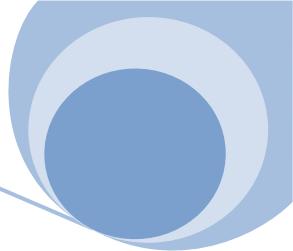
第7条 委員会議の円滑な運営を図るために、専門部会をおくことができる。

第8条 この規則に定めるもののほか委員会議に関し必要な事項は、教育長が定める。

この規則に基づいて、会議を運営しています。

定例会議は月に1回、通常午後7時から9時で実施、さまざまな分野の委員の皆様による活発な討議と情報交換を行っています。議事録（要点録）は、市ホームページで見ることができます。





■社会教育委員としての任期中の主な活動内容は？

月1回の定例会議（夜）

テーマに基づいて協議を重ねています。任期ごとに、教育長へ「建議」（意見）としてまとめたものを提出し、市に対して建設的な意見を述べています。教育長からの「諮詢」に対して協議し、「答申」として意見をまとめることもあります。

東京都市町村社会教育委員連絡協議会の理事会・交流大会への出席

総会 4月（第3土曜日）
第2ブロック研修会 10月頃
交流大会・全体研修会 12月頃
その他、役員会や理事会など

関東甲信越静社会教育研究大会への参加

日帰りが可能であれば複数名参加しています。令和3年度の東京大会では、昭島市は副実行委員長市として準備に協力しています。

各種委員会・協議会への参加

青少年問題協議会、小学生国内交流事業運営委員会、健康づくり推進協議会などに委員が参画しています。

市の各種イベントへの来賓

成人式、市民体育大会、市民文化祭、青少年フェスティバル等、市のイベント等に参加しています。

社会教育関係委員研修会

社会教育委員、公民館運営審議会委員、スポーツ推進委員、青少年委員が年に1度、一堂に会し、持ち回りで各種研修を主催し、交流しています。（2月頃）

視察研修

必要に応じ、日帰りの視察研修に出かけています。

（これまでの視察先） 平成23年度 東京都小平市 / 平成25年度 群馬県富岡市

自主研修

隔年（奇数年度）で、宿泊を伴う視察研修等に出かけています（宿泊費等自己負担）。

（これまでの視察先）

平成21年度 長野県上田市 平成23年度 長野県安曇野市

平成25年度 栃木県宇都宮市 平成27年度 長野県飯田市

平成29年度 茨城県ひたちなか市

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止（小田原市・静岡市清水区）

市民のニーズを活かす つなげる あきしま会議

あきしま学びぶらん（第2次昭島市生涯学習推進計画）の後期に向けた取組みについて議論する中で、市民の声を聴き、市民相互をつなげる場の必要性を感じ、社会教育委員会議が主体となって平成30年5月に初めて開催しました。これまで4回開催しており、今後も昭島市社会教育委員会議の重要な取組みとして継続していきます。

■社会教育委員が感じている社会教育委員の役割とは？

 社会教育とは、社会教育法では、「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き（以下略）」と定義されているが、最近では、学校教育との垣根が低くなり、学校での教育的活動も含め、総合的に考えていくものではないかと感じています。

 まず、社会教育とは、個人が個人としての生き方を求めるときに、自分と社会のつながりを見つめて、社会的な営みに参加することととらえています。その中で社会教育委員の役割は、自分の存在感を感じられる方法や手段で社会とつながっていくための手助けや方法を考えていくことだと思っています。

 社会には、子どもたちも含めていろいろな世代の人たちが暮らしており、それぞれが生き生きと暮らせるように、いろいろな世代の声を受け止めて、どのような地域にすればよいのか、どんなシステム・流れを作ればよいのかを意見として届けていくことが、社会教育委員の大切な役割だと考えています。

 教育長からの諮問に答えることも、社会教育委員の重要な役割のひとつです。

平成27年度に、諮問「あきしま学びぶらん（第2次昭島市生涯学習推進計画）の中間評価について」が出され、本計画の進捗状況の評価について調査研究し、答申として教育長に提出しました。

その後の社会教育委員会議においても、引き続き「あきしま学びぶらん（第2次昭島市生涯学習推進計画）」の後期に向けた取組みについて調査研究すると同時に、「市民のニーズを活かす・つなげる あきしま会議」の開催を実施しました。それらを踏まえて、平成30年度に「市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習を推進するための社会教育の役割」と題した建議を提出しました。

■社会教育委員として心がけていることは？

自ら「行動する」社会教育委員であるために

知る

地域に出かける
参加する
情報を得る

◇アンテナを高くすることも大切です。御用聞きのように地域に出かけて行き、地域の人の話を聞き、そこから地域の課題を見つけ出します。

学ぶ

話し合いから学びあう
視野を広げる
情報を深める

◇毎月の会議では、様々な分野・立場で活動している人たちの話を聞くことで、視野も考え方の幅も広がります。視野を広く持つことを日頃から心がけています。

◇東京都市町村社会教育委員連絡協議会などの研修会へも積極的に出かけ、学び、他市の社会教育委員や地域の人たちの話から、できるだけ多くの情報を得て、自分の地域に照らし合わせ、内容を深めるようにしています。

結ぶ

情報を結びあう
具体的な方法を考える
提案する

◇情報を共有し、整理しながら、またそこから討議をしながら、テーマに向けた具体的な意見や提案をしていくために、会議の場が建設的な意見を述べあえる場であることを大切にしています。

■これまでの建議・答申等一覧（平成元年以降）

	年 月 日	種 別	テ 一 マ
1	H2. 9. 27	建 議	青少年とともに歩む都市宣言の具現化に向けて
2	H4. 9. 30	答 申	昭島市における休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動について (第一次答申)
3	H5. 3. 31	答 申	昭島市における休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動について (最終答申)
4	H7. 3. 24	建 議	生涯学習推進のための社会教育施設の在り方 ～市立会館を中心として～
5	H9. 3. 31	建 議	昭島市における生涯学習の推進体制整備について
6	H12. 9. 29	答 申	昭島市の生涯学習におけるリーダー（支援者）発掘・養成とその活用について
7	H14. 3. 15	答 申	完全学校週5日制の実施に伴う家庭・学校・地域の対応について
8	H16. 8. 31	答 申	昭島市生涯スポーツ・レクリエーション社会構築のための基本的方針と 振興施策について
9	H18. 9. 12	建 議	家族のふれあいの場づくりに向けて
10	H20. 3. 17	答 申	生涯学習社会における学習情報の提供のありかたについて
11	H22. 9. 22	建 議	世代を超えて学びあうまちづくり シニア世代の活力を地域に還元するために自治体に求められる方策のあり方
12	H24. 2. 29	答 申	仮称「第2次昭島市生涯学習推進計画」策定に伴う基本的な考え方について
13	H24. 9. 26	建 議	昭島市の家庭・学校・地域の連携による新たな社会教育のあり方について
14	H26. 9. 17	建 議	昭島市における地域の活性化に向けた社会教育について
15	H28. 9. 26	答 申	あきしま学びぷらん（第2次昭島市生涯学習推進計画）の中間評価について
16	H30. 9. 20	建 議	市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習を推進するための社会教育の役割
17	R2. 9. 17	記 録	第30期昭島市社会教育委員会議 活動の記録 ～テーマ 対話から地域力を育む社会教育について～

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、建議ではなく活動の記録を作成

これらの建議・答申等は、市ホームページで見ることができます。



■用語の説明

【東京都市町村社会教育委員連絡協議会（都市社連協）】

東京都の多摩地区の26市3町が会員となって組織している社会教育委員の連絡協議会で、総会、交流大会及び研修会、ブロック研修会などを開催しています。

昭島市は立川市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市とともに第2ブロックに所属しています。そして、令和2~3年度は副会長市、令和4年度は会長市となります。

【一般社団法人 全国社会教育委員連合（社教連）】

都市社連協が加盟している団体です。全国社会教育研究大会、関東甲信越静社会教育研究大会などを年1回開催しています。年2回自己負担で購入する「社教情報」（情報誌）も発行しています。

【テーマ】

社会教育委員会議として掲げていくテーマを、東京都市町村社会教育委員連絡協議会のテーマなども踏まえて決めています。このテーマをもとに討議・調査・研究を深め、最終的に建議としてまとめます。

【建議】

ここでは、社会教育委員会議での討議・調査・研究を通してまとめた意見書のことといいます。

【質問】

ここでは、教育長から、社会教育委員会議に意見を求めることがあります。

【答申】

ここでは、質問について社会教育委員会議で討議し、まとめた意見書のことといいます。

【あきしま学びぷらん（第2次昭島市生涯学習推進計画）】

市の生涯学習推進のための計画で、平成15年に第1次、平成25年3月に第2次計画として策定されました。この「あきしま学びぷらん」の進捗状況評価を社会教育委員会議が行っています。

昭島市社会教育委員会議

平成26年7月発行

令和2年9月改訂

(事務局)

昭島市教育委員会生涯学習部社会教育課

電話 042-544-5111 (内) 2252

Fax 042-541-4337